

ベトナムと判例の微妙な関係

JICA ベトナム法整備支援プロジェクト
長期派遣専門家 國分隆文

まずは、食べ物の話から……

国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家としてベトナムのハノイに派遣されることが決まった際、ある人から、「國分さんは、『生春巻き』のおいしいところに行くのですね。うらやましい。」と言われました。たしかに、ベトナム料理といえば、「生春巻き」や「フォー」（米で作った柔らかい平打ち麺で、通常は汁麺として食べますが、「焼きうどん」のように炒めて食べることもあります。）が有名です。しかし、「生春巻き」は、ホー・チ・ミン市（旧サイゴン）を中心とするベトナム南部の食べ物で、ハノイでは、外国人向けのレストランなどでしか食べられません。北部のハノイで春巻きといえば、大振りの「揚げ春巻き」（ベトナム語では、「ネム・ザーン」）が一般的で、これも大変美味しいものです。ついでに言いますと、「フォー」も、あっさりした味付けのスープで具の少ないシンプルな北部のものと、少し濃い味付けで具材たっぷりの南部のものとで、かなり違っていています。違っていているのは、食べ物だけではなく、北部・中部・南部で、文化や人の気質も異なっているようです。北部の人は生真面目で保守的、中部の人は忍耐強く実直、南部の人は自由でのんびりとしているなどといわれています。しかも、北部の人と南部の人は、お互いに対抗意識があって、それぞれ自分の地方の「フォー」の方が美味しいと自慢しています。



日本ではあまり知られていないハノイ名物「ブン・チャー」（炭火焼き肉乗せつけ麺）。
ネム・ザーン（写真左端）との絶妙なコンビで食べる者を魅了するファンタジスタである。

このような地域差は、民族の違いなどによるものだけではなく、仏国による植民地支配や第一次インドシナ戦争、米国とのベトナム戦争などにより、国が分断されていたことの影響も大きいと考えられています。また、1986年に導入されたドイモイ政策に市場経済化が図られてきたものの、それに伴い都市部と農村部の経済格差が広がり、新たな地域差が生じてきていると思われます。このような歴史の中、ベトナムは、経済の発展のみならず、法制度や法理論の発展においても、先進国に遅れをとらざるを得ませんでした。JICAの法整備支援は、かかる状況下にあるベトナムにおいて、民事関係法令の起草並びに法律を運用するための人材の育成及び体制の整備をサポートしようというものです。そして、その支援の一環として、現在、判決書を標準化し、判例制度を確立、整備するための活動を行っています。これらの活動は、文化的、経済的な地域差が存在し、政治的にも複雑な状況にあるベトナムにおいて、司法分野での統一性を実現するという側面を持っているということができるでしょう。



ホー・チ・ミン元国家主席の遺体が眠る「ホー・チ・ミン廟」。
現在でも多くの人々が訪れる。

私は、裁判官出身のJICA専門家として、2005年5月22日からハノイに滞在し、主として、ベトナム国家司法学院（法曹三者の養成機関で、日本の司法研修所に相当する。）のカリキュラム及びテキストブックの作成、最高人民裁判所の判決書マニュアル（民事及び刑事の各第一審及び控訴審の判決の書き方について解説したもので、各種事件類型のサンプル判決書が添付されている。）の作成及び上記の判例に関する活動についての支援を担当しています。また、「判決執行法」、「不動産登記法」、「国家賠償法」といった民事法令の起草支援にも関わっています。このうち、本稿では、判例に関する活動に焦点を当てながら、途上国で裁判官が何をしているのか、その一端を紹介していきたいと思います。なお、ベトナムにおける判例のあり方については、未だプロジェクトにおいて調査、研究が進められている最中ですので、厳密な検討結果の報告は、別の

機会にさせていただくことにして、ここでは、活動内容の紹介や雑感めいたものを中心に述べさせていただきます。

監督審というもの

ベトナムにおける判例のあり方を考えるにあたり、重要になってくるのは、監督審制度です。ベトナムの民事訴訟法及び刑事訴訟法においては、いったん確定した判決、決定について重大な法律違反が発見された場合に、その判決等を決定で破棄する手続として、監督審（ザム・ドック・ターム）という制度が設けられています。ベトナムでは、二審制がとられており、他方、県級裁判所、省級裁判所、最高人民裁判所、最高人民裁判所裁判官評議会と4つのランクがあります。そして、事件の種類によって、県級裁判所か省級裁判所のいずれかが第一審となります。その結果、県級裁判所が第一審の場合は省級裁判所が控訴審、省級裁判所が第一審は最高人民裁判所が控訴審を担当することになっています。そして、県級裁判所で確定した事件については省級裁判所が、省級裁判所で確定した事件については最高人民裁判所が、最高人民裁判所で確定した事件については最高人民裁判所裁判官評議会が、それぞれ監督審を担当することになります。さらに、最高人民裁判所のものを除いて、監督審決定に対する監督審も予定されているので、最終的、確定的な司法判断は、最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定に示されるということになるでしょう。この意味で、ベトナムの最高人民裁判所裁判官評議会による監督審決定は、日本の最高裁判所の判断と共通する性質を有するものといえます。

他方、ベトナムの監督審手続においては、その審理を求める異議申立権が、裁判所や検察院の長にのみあり、訴訟当事者にはないのです。訴訟当事者は、判決等に法律違反を発見した場合、異議申立て権限を有する者に対し、そのことを書面で通知する権限しかありません。これは、日本の上告審の手続と大きく異なる点であるといえるでしょう。ただし、これまでの調査によれば、實際上、関係機関の長によって異議申立てがされるのは、訴訟当事者の通知があった場合がほとんどであるとのことでした。この特徴を踏まえ、敢えて日本の制度の中から監督審と類似の制度を選び出すとしたら、刑事訴訟における「非常上告」の制度ということになるでしょうか。

しかし、ベトナムの監督審は、基本的に、異議を申し立てられた判決等を破棄するのみで、自判はできません。ただし、例えば、控訴審判決を破棄して一審判決を支持するといった決定ができるとされているので、そのような場合には、監督審が一審判決の結論と同じ結論を出すので、実質的に自判することになると考えています。なお、ベトナム側の説明では、ベトナムの監督審は仏国の「破毀院」の制度に由来するとのことですが、その仏国では、1978年の改正で、破毀院でも自判が可能になっています。



最高人民裁判所。

私が執務する法整備支援プロジェクト・オフィスとは、目と鼻の先にある。

ベトナムにとっての「判例」

これまで、ベトナムには、いわゆる「判例」制度、すなわち、判例の拘束性によって法の統一的適用を図る制度がありませんでした。2005年に米国の援助で監督審決定集（2003年及び2004年の民事・刑事・行政事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定をほぼ全件集めたもの）を発行するまで、判決書は一般に公開されておらず、通常、裁判官が他の裁判官の判決書を見ることすらなかったのです。そして、そもそも、国会を最上級機関とする民主集中制の下、憲法において、法令の解釈が国会常任委員会の責務・権限であると規定されているため、裁判所が正面から法の解釈・適用の基準を示すことは、国会常任委員会の法解釈権を侵害するものであると考えられてきたようです。このような考えからすると、それが最上級審であっても、ある裁判所の判断が他の裁判所を拘束するようなルールとなるというのは、国会常任委員会に対する遠慮から、抵抗感を覚えるということになります。

その一方で、ベトナムでは、2005年5月及び6月に、共産党中央委員会政治局から、「法制度整備戦略」及び「司法改革戦略」が相次いで発表され、その中で、最高人民裁判所の役割として、判例を発展させることが掲げられました。これを受け、最高人民裁判所も、ベトナムの実情を踏まえた「判例」制度導入に意欲を見せています。実際、国会常任委員会の解釈令や最高人民裁判所が発する指導文書などでは、法の統一的適用を実現するには不十分であって、やはり、「判例」の存在が必要不可欠であり、その「判例」を示す役割を担うのが、先ほど述べられた監督審決定、特に、最高裁判所裁判官評議会による監督審決定だと考えられます。そして、この点については、ベトナムの最高人民裁判所判事の方々からも共感を得られているようです。

このような状況の中、JICA プロジェクトの「判例」に関する活動においては、最終

的に、「ベトナムにおける判例の発展のための越日共同提言」（仮題）を発表することを目指しています。これは、ベトナムにおける判例の活用に関する考察、指導的役割を果たしうる監督審決定のあり方、そして、判例集編纂上の諸問題といった内容を盛り込み、ベトナムにおける「判例」制度のあり方を模索し、一定の方向性を示すものです。これを作成するため、現地にいる私の方で、監督審に関する調査・研究を行い、最高人民裁判所の担当裁判官の方々と協議するなどの活動を行っています。他方、日本国内においては、元・現裁判官、弁護士、法務総合研究所国際協力部教官等によって構成される研究会において、現地から送った情報に基づき、共同提言の草案の検討などが行われています。また、2006年5月には、短期派遣専門家として、国内研究会の委員長を務めていただいている元大阪高裁部総括判事、現関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士の井関正裕氏、裁判官出身の国際協力部教官である関根澄子氏をJICAの短期派遣専門家としてハノイにお招きし、ハノイのみならず、地方都市からもベトナムの裁判官を集め、現地セミナーを開催しました。そこでは、ベトナム側による監督審の目的や現状、目指すべき方向性等を説明するプレゼンテーションや、日本側による、監督審決定の役割と法の統一的適用、日本の上告審の紹介や日越比較、指導的役割を果たすための監督審の書き方等に関するプレゼンテーションが行われました。今後は、私の方でフォローアップを行いつつ、国際協力部主催の日本での研修や、現地でのセミナーを行うなどしながら、「共同提言」の起草作業を進めていく予定となっています。



2006年5月の現地セミナーの様子。

皆熱心に取り組んでおり、積極的に質問、討議が行われた。

世界遺産の中心で……

現地セミナーのことに触れたついでに、ここで少し脱線して、ベトナムの観光案内をしたいと思います。現地セミナー等の期間中に休日が挟まるような場合、現地にいる専門家は、短期派遣専門家の方々を観光にお連れすることがあります。そして、ハノイ近

郊で特に有名な観光地といえば、「海の桂林」と言われ、1994年にユネスコの世界遺産に登録されたハロン湾でしょう。007シリーズの“Tomorrow Never Dies”の撮影に使われたことでも有名です。大小1000もの奇岩が静かな海面から突き出している美しい景色のなかを、デッキで風にふかれながらクルーズするのは、なかなかお勧めです。可能ならば、日帰りではなく、船に宿泊するプランが良いと思います。船上で、新鮮なシーフードに舌鼓を打ち、陽が沈んでいくにつれて次第に色を変えていく水面や瞬く星をゆったりと眺めながら、グラスを傾けるというのは、最高です。また、私は、元々泳ぐのが好きのため、お客様をほったらかして、「世界遺産」の中心で泳ぎまくり、カヤックを漕ぎまくりということもやってみました。



ハロン湾の船上から見た景色。

たくさんの奇岩がによきによきと突き出しており、帆が特徴的な「ジャンク船」が浮かんでいる。

法整備支援と裁判官の絶妙な関係

そろそろ、話をハロン湾から「判例」に戻すことにします。

これまで述べてきた「判例」に関する活動といい、また、「判決書マニュアル」を作成する活動といい、やはり、実際に判決書のある程度書いたことがある者、すなわち、裁判官でしかできないという部分があると考えています。実際に、呻吟しながら判決を書き、上告審の判断から判例を読み取ったりする中で考えたことを、実感を持って伝えることができるからです。また、ベトナムの裁判官も日本の裁判官も、国を超えたブラザーフッドとして、自然と信頼感や共感を持てるように思います。やはり、国が違って、人を裁くという仕事の重みは同じだからかもしれません。

そして、何よりも、私自身がこの専門家としての活動を通じて感じたのは、これまでの裁判官としての自分を見つめ直すことができるということです。自分が身につけていたと思っていた法律的な知識や裁判官としての技能が確かなものなのか、法整備支援の

活動では、日々試されます。自分の中のものを、文化も民族も違う途上国の人々が理解できるように、もう一度検証して、あいまいなところ、不確かなところをなくし、再構築する必要があるのです。裁判官として、そのような経験ができたというだけで、JICAの専門家として派遣していただいたことに、大変感謝しています。

私の任期は2007年の3月末までですが、ベトナムの法整備支援は、これから新たな局面を迎え、さらに活発化していくことになるでしょう。基幹法令の整備が進み、判決書の標準化や「判例」制度を整備するための準備が整ったとしても、それを全ての裁判官が使えるようになり、ベトナム国中で適正な裁判が実現されるためには、まだまだ長い道のりがあると考えられるからです。したがって、今後も、裁判官が法整備支援に関わっていくことは、必須であるといえるでしょう。そして、私自身も、残された期間、ベトナムの発展のため、そして、自分を磨くために、精一杯がんばろうと思っています。



ハノイ市人民裁判所（省級裁判所）において民事控訴審事件を傍聴後、法壇にて記念撮影。裁判長が井関正裕氏，右陪席が関根澄子氏，そして，左陪席が私。